地域福祉権利擁護事業

■ 事業内容

(学事業の仕組み)

社会福祉協議会と利用者が契約を結び、利用者の希望にもとづいた援助を 実施します。サービスの提供にあたっては、利用者の希望や困っている事を 確認しながら、援助の内容や訪問回数などを記入した「支援計画」を作成し ます。

事業を利用できる方は

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が低下されている方で、日常生活に不安がある方などです。

例えば・・・

- ◆福祉サービスの利用方法がわからない
- ◆公共料金や税金の支払いができない
- ◆自分のお金をうまく使えない
- ◆役所などから送られてくる書類をどうしたらよいか分からない
- ◆通帳や印鑑など、大切なものをなくしてしまう
- ※認知症と診断されていたり、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている方に限られるものではありません。

⑦利用料は?

相談は無料ですが、生活支援員による援助を実施した場合は、利用料をいただきます。

利用料は各市町村で異なります。

(芦北町社協では、<u>1時間あたり:900円</u>となっております。)

■ サービス内容

どんなサービスがあるの ~主なサービスの内容~

(デ 福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。)

- ①さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- ②福祉サービスの利用における申し込み、契約の代行、代理
- ③福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援
- ※社会福祉施設への入所については、相談には応じますが、入所に関する 契約の代理はできません。



(ご) 毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

- ①福祉サービスの利用料金、医療費、日用品などの支払いの手続き
- ②年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- ③公共料金、税金や社会保険料の支払いの手続き
- ④預貯金の出し入れや解約の手続き

ご 日常生活に必要な事務手続きのお手伝いをします。

- ①住宅改造や居住家屋の賃借に関する情報提供、相談
- ②役所への届出(例えば、年金の現況届け)等に関する手続き

广大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします。

- ①保管を希望される通帳や印鑑、証書などの書類をお預かりします
- ※ただし、保管のみで財産の運用管理の支援はできません。

■ 利用するには

サービス利用の流れ

(学相談の受付(無料)

芦北町または熊本県社会福祉協議会へご相談ください



(す)訪問・打ち合わせ (無料)

社会福祉協議会の専門員がご自宅を訪問しお困りのことなどをお聞きし、 お手伝いできるサービスについてご説明します。

(**学** 支援計画作成·契約(無料)

ご本人の意向を確認しながら専門員が支援計画を立てます。その計画で承諾をいただければ、社会福祉協議会と契約します。

(予援助の開始(有料)

契約(支援計画)に基づいて社会福祉協議会の 生活支援員がご自宅を訪問し、援助を行います。



『 公平性を守ります ~契約締結審査会~

保健・医療・福祉・法律などの専門家6人で構成し、契約等についての審査を行い、契約の有効性、公平性を保ちます。

(デ) 監視・提言を行います ~熊本県福祉サービス運営適正化委員会~

事業の適正な運営を監視するとともに、利用者などからの苦情を適切に解決することを目的として、保健・医療・福祉・法律などの専門家など 7 人で構成する「熊本県福祉サービス運営適正化委員会」を設置しています。

